

■ 学校運営協議会（コミュニティスクール） 地域学習会の開催について

子どもを取り囲む環境は大きく変化を続け、家庭のみでも、学校のみでも困難の解決が難しい時代となり、学校と保護者・地域が、より理解と連携を図りながら、「地域総がかり」で子どもを育てる『学校運営協議会』の導入が各地で進んでいます。白鷹町でも、来年度からの導入を目指して準備を進めております。『学校運営協議会』を通して、地域連携のあり方について、その仕組みと先進的な取組を併せてお聞きいただき、子どもの

成長を支える学校と地域のあり方について、一緒に学んでみませんか。

●いつ 11月26日（木）

午後6時開会

●どこで 白鷹町産業センター

●講師 小国町CSディレクター

渋谷 洋司氏

※当日は、検温およびマスク着用をお願いします。

●申し込み期限 11月24日（火）

【申し込み・問い合わせ】

教育委員会学校教育係

☎ 85-16144

■ 主要地方道長井白鷹線「白鷹大橋」の開通式を行います

●いつ 12月6日（日）

午前10時5分～11時45分

●どこで 白鷹大橋 袂^{たもと}

（左岸…白鷹町大字鮎貝地内）

※渡り初めには一般の方も参加できます。小学生以下のお子さまには風船をプレゼントします。（先着100名）

※開通式に先立ちまして関係者

による安全祈願式を行います。

※12月6日（日）午後2時から

一般供用されます。

《参加にあたって》

▼マスク着用でお願いします。

▼天候等により予定を変更する場合があります。

▼会場周辺に駐車場はございませんので、白鷹町役場駐車場

をご利用ください。（会場まで

シャトルバスを運行します。）

【問い合わせ】

白鷹大橋開通式典・祝賀会実行

委員会（建設水道課管理係内）

☎ 85-16140

国民健康保険に加入されている皆さまへ

限度額適用認定証の手続きについて

手続きは
お済みですか？

国民健康保険に加入されている方の医療費が高額になると見込まれる場合、「限度額適用認定証」（町民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関の窓口へ提示すると、保険診療分の医療費の支払いが限度額までとなります。

認定証の交付には申請が必要になり、申請した月から有効となりますので、お早めにお手続きください。交付を受けた方は、忘れずに医療機関の窓口へ提示してください。

●対象者

- ① 70歳未満の方
- ② 70歳～74歳の町民税非課税世帯の方
- ③ 70歳以上の3割負担の方（課税所得690万円以上の方を除く）

※上記に該当しない方は認定証の交付を受けなくても支払いは限度額までとなるため、申請は不要です。

※国民健康保険以外の方は、勤務先にご相談ください。

- 申請窓口 役場1階 町民課国保医療係
- 持ち物 保険証・印鑑・対象者と世帯主の個人番号がわかるもの（個人番号カードまたは通知カード）

【問い合わせ】町民課国保医療係 ☎ 85-6130

■要介護(要支援)認定を受けていらっしゃる方へ 税申告用認定書について

所得税および町県民税の年末調整や確定申告の際に提出する「障害者控除」および「特別障害者控除」用の認定書を交付します。

認定書は、令和2年度分の所得税、令和3年分の住民税の申告にのみ使用できます。

●対象 昭和31年1月1日以前に生まれた方で、令和2年12月31日現在(令和2年中に亡くなられた方)については亡くなられた日現在)要介護(要支援)認定を受けており、障

がい程度が一定以上の方。

※申告のときに、障害者控除を受けようとする方の印鑑をお持ちください。

※認定基準など、詳しくは介護保険係へお問い合わせください。

※障害者手帳などで控除を受けられる方は、申請の必要はありません。

【申請・問い合わせ】

健康福祉課介護保険係
☎86-10213

■「白鷹町支え合いの地域づくり担い手養成講座」を開催します

高齢化が進むなかで、これから地域で支え合いや助け合いが必要となってきます。支え合いや助け合いの必要性を知り、今何ができるかを学んでみませんか。

●いつ 11月28日(土)

●午後1時30分から3時30分

●どこで 健康福祉センター

●対象 どなたでも

●内容 「担い手とはを学ぶ」

●講師 NPO法人ふれあい天

童 加藤由起子氏

※参加される方は、検温およびマスク着用をお願いします。

【申し込み・問い合わせ】

支えあう地域づくりなないろの会

☎080-1815-13289

健康福祉課地域包括支援センター係

☎86-10112

水道事業からお知らせ

■積雪のためメーター検針を休みます(1月~4月)

1月から4月までは、12月検針(11月の使用量)の水量で料金を請求させていただき、5月の検針で精算させていただきます。冬期間の水量が11月の使用量と大幅に変動することが予想される場合は、建設水道課にご連絡ください。

■冬期間の管理

気温がマイナス4度以下になると、防寒対策が十分に行われていない水道管は凍結したり、破裂したりします。毎年、この凍結事故が後を絶ちません。凍結により水道管が破裂すると、修理代はもとより、水道料金も高額となる場合がありますので次のことに注意してください。水道管の凍結を防ぐには、就寝前に「不凍水抜栓」を完全に閉め切り、蛇口を開いて水抜きしましょう。半閉めの状態では、水が漏れ続ける場合がありますので、完全に閉めることが肝要です。翌朝使用する場合は、完全に開けてください。

※半閉め、半開きのため漏水するケースが多く見られますので十分ご注意ください。

※ヒーター線を巻いている水道管の場合は、ヒーターのコンセントが確実に差し込まれているか、ヒーターが正常に作動しているかを確認しておきましょう。

■使用しない施設などの閉栓手続き

漏水の発見が遅れ、水道料金が高額とならないよう、冬期間使用しない施設などの閉栓手続きを行いましょ。閉栓、開栓の手数料は、それぞれ1,000円です。

■水道管の破裂

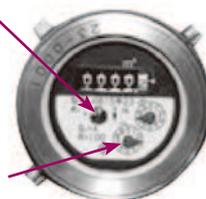
水道管が破裂した場合は、メーターボックス内のバルブを閉め、直ちに水を止めて町指定給水装置工事業者に連絡し、修理を依頼してください。ただし、修理代は自己負担となります。

■漏水の確認

家中の蛇口を全部閉め、トイレなどの水タンクも確認してからメーターを確認してください。銀色のパイロットマークまたは1リットル針が動いている場合は、どこかで漏水している可能性があります。町指定給水装置工事業者に連絡し、修理を依頼してください。

パイロットマーク

1リットル針



冬期間も時々メーターを確認して、漏水の疑いがないかを調べましょう。

